

様式第5号(第15条関係)

審議会会議録

審議会等の名称	令和6年度第1回瑞穂市まちづくり基本条例推進委員会
開催日時	令和7年3月25日(火曜日) 午後7時00分から午後9時15分
開催場所	瑞穂市総合センター 5階 第4会議室
議題	(1) まちづくり基本条例について (2) これまでの取組みについて(前回の答申を受けて)
出席委員 欠席委員	【出席委員】 会長 益川浩一、副会長 市橋優一、 大平正廣、北川康秀、梶浦良子、鈴木智博、高橋秀人、 高見 順、玉腰みなみ、寺倉 博、服部敏彦、廣瀬真也、 麓 英里、見吉時夫、森 和美
公開・非公開の 区分 (非公開理由)	公 開
傍聴人数	0人
審議の概要	<u>開会</u> <u>市長あいさつ</u> <u>委嘱状交付</u> <u>会長及び副会長の選任</u> <u>諮問書の提出</u> <u>会長あいさつ</u>

【審議案件】

(1) まちづくり基本条例について

会 長 まちづくり基本条例について、事務局より説明をお願いします。

事務局 (まちづくり基本条例についての説明。)

会 長 瑞穂市まちづくり基本条例は、誰もがすみやすいまちを目指すということで、基本的なルールを示したものと理解願いたい。まちづくり基本条例についての質問や、前回の答申を受けての内容や取り組みについて意見があればお願いします。

委 員 諮問書についての質問です。まちづくり基本条例の子供の共が漢字で、こども真ん中サポーターはひらがな表記であるが、統一していない理由は何か教えていただきたい。

事務局 前回のまちづくり基本条例推進委員会でも子どもの参画という部分では、漢字、ひらがな表記の議論の取り扱いについては、意見が出てこなかったが、市の施策全体としてもひらがな表記が増えてきたため、条例改正が必要な部分は合わせて統一していきたい。

会 長 こども計画に規定する「こども」とは、こども基本法に規定する心身の発達の過程にある者をいい、一定の年齢による上限を設けず、状況に応じて必要な方を支えていく。と記載があり、また、法令や固有名詞などで「子供」、「子ども」と表記されている場合を除き、「こども」と表記します。と記載がある。今後、こちらの「こども」表記に合わせ形になれば、まちづくり基本条例も変えていく必要があると考える。

委 員 瑞穂市まちづくり基本条例の第7章第15条の参画について質問です。15条第2項に市の執行機関は、市民が参画すること又は参画できないことによって不利益をうけることのないようにと記載があるが、その不利益とは何か教えていただきたい。

事務局 市民が参加、参画できなかったことにより、自分の意見を発信できず、結果的にその市民にとって施策が悪い方向に進まないようにしていかなければならないということである。

会 長 その他質問はあるか。

委 員 なし

(2) これまでの取組について(前回の答申を受けて)

会 長 それでは、瑞穂市まちづくり基本条例に関する取り組みについて事務局より説明をお願いします。

事務局 (答申を受けて行った市の取組やその取組の振返りについて説明。)

会 長 コミュニティの希薄化の懸念について、市がこれまでに行ってきた取組、その評価、今後どのような施策が必要かについて、委員の皆様から意見をいただくのが中心となってくる。また、前回の答申では、子どもの参画や子どもの権利保障が強調されており、今後は、これらの観点に重点を置いた取組が進められることになるため、子どもたちの豊かな学びや健やかな育ちを、地域全体でどのような支援をしていくかが重要な課題となる。委員の皆様からご指摘をいただき市としても様々な施策を講じており、今回は、これまでの市の取組について、課題の指摘も含めて意見を頂きたい。

委 員 地域の体制ということで、市民活動をさせる中間支援組織についての質問です。瑞穂市はNPO法人の数が少なく、なかなか法人ネットワークを組むのが難しいエリアだと思うが、NPO法人を生かした中間支援組織体制をとっていくという動きは今後あるのか教えていただきたい。

事務局 説明した通り、市の市民協働安全課の担当係が中間支援組織を担っているという認識だが、やはり、市民の皆様と関わっていく中での経験は蓄積するが、人事異動などでノウハウを伝達していくのは難しいため、市とは別で中間支援組織はあったほうが良いと考えるが実現していないのが現状である。

会 長 前回の委員会においても中間支援組織について議論を行い、他自治体における中間支援組織の事例についても調査・検討を進めてきました。しかし、答申書には中間支援組織を設けたほうがよいという提案にとどまり、具体的な内容まで盛り込むことができなかった。

今後の会議では、中間支援組織のあり方や、行政組織以外の瑞穂市にふさわしい形での中間支援の仕組みについて、さらに議論を深めていく必要がある。

会 長 子どもの参画についての具体的な取組はあるのか。

事務局 こどもまんなか応援サポーター宣言や、こども計画を策定している。こども計画に関して、まちづくり基本条例を念頭に置きながら策定が進められている。この点についても、前回の答申を通じて盛り込まれた成果の一つであると考えられる。

	会 長 瑞穂市でもこども計画を策定されているので、次回の会議にて、どのような取組が進んでいるのか教えていただき、委員それぞれの立場から意見を聞き話し合いを行っていく。 会 長 その他質問はあるか。 委 員 なし 会 長 今後、委員会で話し合っていく内容をまとめると、第1点は地域コミュニティの希薄化の課題を解決するうえで、行政、市民と一緒に何をするべきか、意見をいただくこと。第2点は、まちづくり基本条例では、こども基本法をめぐる全国の動きに先駆けて「子どもの参画」を規定したが、子どもたちが健やかに学び、成長していくように地域全体でどのような支援体制をしていけばよいか、意見を聞き協議していきたいと考える。 【その他】 事務局より第2回の開催日程についてのお知らせ。 閉会
事務局 (担当課)	瑞穂市 企画部 市民協働安全課 TEL 058-327-4130 FAX 058-327-7414 e-mail siminkyo@city.mizuho.lg.jp